

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和6年度
計画変更年度	令和7年度
計画主体	行橋市

行橋市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 行橋市役所農林水産課農業振興係
所在地 行橋市中央一丁目1番1号
電話番号 0930-55-9640
FAX番号 0930-25-7767
メールアドレス nourinsuisan@city.yukuhashi.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ・カラス・サル・アライグマ・シカ
計画期間	令和7年度～令和9年度
対象地域	行橋市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和6年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害数値	
		金額（千円）	面積（a）
イノシシ	稲、麦、大豆、野菜	2,880	565.30
カラス	果樹	1,876	103.11
サル	—	—	—
アライグマ	果樹	1,313	49.23
シカ	稲、麦、大豆、野菜	2,295	441

(2) 被害の傾向

<p>(イノシシ)</p> <p>1年を通して農作物の食害と耕作地の掘り起しが発生しており、箱わな等を使用し個体数調整を行っているが、被害が後を絶たない。近年では民家近くでの出没及び農作物被害が発生しているため、イノシシの個体数調整が急務である。</p> <p>(アライグマ)</p> <p>令和2年から、相談件数や目撃情報が増加傾向。箱わなを使用して捕獲活動を行っているが農作物への食害、施設への被害及び住宅進入等生活被害が発生している。</p> <p>(カラス)</p> <p>過去5年の間に果樹への食害が発生している。特に防鳥ネット等の被害対策を講じていない園に被害が集中しており、今後対策を講じるよう促していく必要がある。</p> <p>(サル)</p> <p>令和4年度から目撃情報もなく農作物等の被害については確認されていないが、平成29年に実際に人的被害が報告されているので、引き続き防止対策が必要である。</p> <p>(シカ)</p> <p>行橋市とみやこ町との境で目撃報告が多数。行橋市においては捕獲頭数は少ないが麦・水稻の食害が確認されている。周辺地域ではイノシシよりも捕獲頭数が増えており、今後は行橋市でも被害が増加する可能性がある。</p>

(3) 被害の軽減目標

鳥獣名	指標	現状値（令和6年度）	目標値（令和9年度）
イノシシ	被害金額（千円）	2,880	2,592
	被害面積（a）	565.30	508.77
カラス	被害金額（千円）	1,876	1,688
	被害面積（a）	103.11	92.80
サル	被害金額（千円）	-	-
	被害面積（a）	-	-
アライグマ	被害金額（千円）	1,313	1,182
	被害面積（a）	49.23	44.31
シカ	被害金額（千円）	2,295	2,066
	被害面積（a）	441	396.90

（４）従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行橋市有害鳥獣駆除協議会への助成 ・ 予察捕獲の実施 ・ 箱わなの購入・修繕 	イノシシ、シカの出没範囲が市内全域（市街地を除く）に広がっており、捕獲員の数が不足している。
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 集落単位を基準とした金網フェンスの設置 ・ 侵入防止柵の設置に対する指導 	周辺集落と連携した大規模な対策が必要。カラス侵入を防ぐため、テグス・防鳥ネットの設置が必要。
生息環境管理その他の取組	農道・畦畔を含む緩衝帯の草刈り管理を実施	担い手不足により、継続的な草刈り管理が困難

（５）今後の取組方針

周辺集落との協力による防護施設の設置で有害鳥獣を寄せ付けない、侵入させない集落環境を推進する。また、猟友会とも連携して効果的な有害鳥獣の捕獲や威嚇を実施して集落の農林水産物の被害軽減や生活の安全、安心を図る。

さらに、有害鳥獣による農林水産物被害軽減を図るため、中津市鳥獣被害対策協議会、宇佐市鳥獣被害対策協議会、豊後高田市有害鳥獣被害防止対策協議会、行橋市鳥獣被害防止対策協議会、豊前市鳥獣被害防止対策協議会、

苅田町、みやこ町鳥獣害防止対策協議会、築上町及び上毛町鳥獣被害防止対策協議会の9市町の自治体または協議会による広域連携により、各関係機関が連携して、鳥獣被害防止柵の設置、捕獲の担い手の育成・確保及び鳥獣捕獲体制の強化を図る。また、住宅地での人的被害防止については、「福岡県野生鳥獣による人的被害防止マニュアル」に基づいて対応する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

行橋市有害鳥獣駆除協議会	捕獲については、行橋市有害鳥獣駆除協議会へ委託する。
--------------	----------------------------

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和7～9年度	イノシシ	・箱わな、くくりわなでの捕獲
	シカ	・箱わな設置区域の見直し
	カラス	・銃器を中心に駆除・追払いをする。
	サル	・追払い活動体制の維持
	アライグマ	・捕獲機材の導入に加え、捕獲についても申請があれば積極的に許可していく。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
過去3カ年の捕獲実績及び目撃頭数を基礎に計画をしている。鳥類に関しては、銃器の使用範囲が制限されるため、生息状況は増加しているが捕獲実績としては、減少傾向にある。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	7年度	8年度	9年度
イノシシ	320頭	320頭	320頭
カラス	30羽	30羽	30羽
サル	5頭	5頭	5頭
アライグマ	300頭	300頭	350頭
シカ	100頭	100頭	100頭

捕獲等の取組内容
・銃及び箱わなによる有害鳥獣捕獲を作物の収穫時期等に合わせて必要な時期に対象地域において行う。一方で通年捕獲許可を出し、予察による捕

獲は適宜実施できる体制を作る。
 ・ 広域連携による捕獲対策強化を図るため、県市町境を中心とした一斉捕獲に取り組む。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	7年度	8年度	9年度
イノシシ、シカ、アライグマ		ワイヤーメッシュ 1 km 電気柵 3 km	ワイヤーメッシュ 1 km 電気柵 3 km
カラス		テグス・防鳥ネット 1ha	テグス・防鳥ネット 1ha

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	7年度	8年度	9年度
イノシシ シカ		・ 集落による侵入防止柵 周辺の草刈や緩衝帯の設置。 ・ 猟友会による有害鳥獣 の捕獲及び駆除。	・ 集落による侵入防止柵 周辺の草刈や緩衝帯の設置。 ・ 猟友会による有害鳥獣の捕 獲及び駆除。
アライグマ		・ 集落による電気柵 周辺の草刈や緩衝帯の設 置。 ・ 猟友会による有害鳥獣 の捕獲及び駆除。	・ 集落による電気柵 周辺の草刈や緩衝帯の設置。 ・ 猟友会による有害鳥獣の捕 獲及び駆除。
カラス		・ 集落によるテグス、防鳥 ネット 周辺の木々の枝打、草刈。	・ 集落によるテグス、防鳥ネッ ト 周辺の木々の枝打、草刈。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

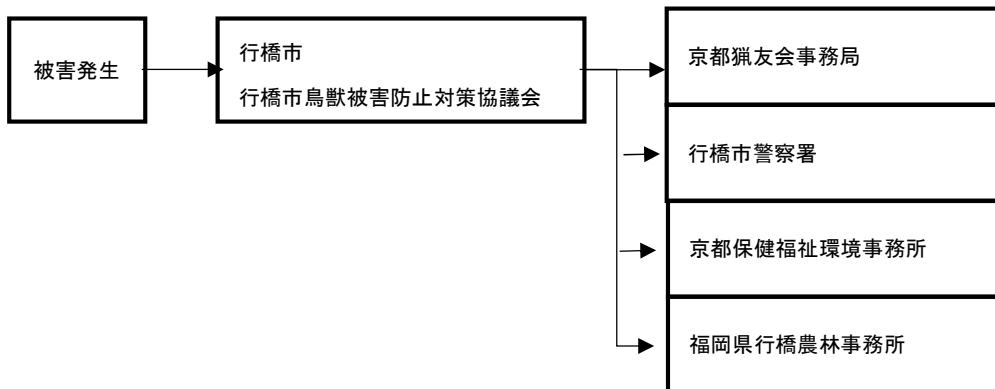
年度	対象鳥獣	取組内容
令和7～9年度	イノシシ シカ カラス アライグマ サル	<ul style="list-style-type: none"> ・パンフレット等を作成し、地域の住民等へ鳥獣被害防止対策に対する意識改革に取り組む。 ・地域が自ら取り組む総合的な鳥獣被害防止対策の支援を行う。 ・イノシシ、シカにおいては、侵入防止のためワイヤーメッシュ、電気柵の設置や管理方法の指導等を行う。 ・カラスについては侵入防止のため防鳥ネット、テグスを設置。 ・アライグマについては、侵入防止のため電気柵を設置。 ・サルにおいては、近隣市町と情報を共有しながら対策を検討していく。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
行橋警察署	周辺警邏および捕獲補助
京都猟友会	対象鳥獣の捕獲
行橋市	関係機関の連絡調整

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

<p>イノシシ・シカについては、適切な処理施設での焼却及び衛生に留意した自家消費を行う。</p> <p>カラス、サル及びアライグマについては、適切な処理施設での焼却処分を行う。</p>
--

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	イノシシ、シカについては、捕獲した一部個体を自家消費する。
ペットフード	イノシシ、シカについては、捕獲した一部個体を自家消費する。
皮革	
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	

(2) 処理加工施設の取組

--

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

有害鳥獣（イノシシ、シカ、アライグマ）について、捕獲従事者や地域人材を対象に、捕獲後の止め刺し、解体処理、衛生管理に関する実践的研修を実施し、捕獲から有効利用までを一体的に担う人材を広域的に育成する。
--

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称（構成機関の名称）	役割
福岡京築農業協同組合	農業被害の情報収集及び被害防止対策の普及啓発
行橋市有害鳥獣駆除協議会	有害鳥獣捕獲の実施
福岡県農業共済組合	農業被害の情報収集及び被害防止対策の普及啓発
行橋市役所農林水産課	協議会の連絡・調整・事務

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
大分北部福岡東部鳥獣被害防止対策協議会	広域連携、情報交換、被害防止、

	有害鳥獣の捕獲
京都森林組合	鳥獣被害情報の提供
行橋農林事務所農山村振興課	情報収集・被害防止対策の相談
行橋農林事務所林業振興課	情報収集・被害防止対策の相談
行橋農林事務所京築普及指導センター	情報収集・被害防止対策の相談

<大分北部福岡東部鳥獣被害防止対策協議会>

関係機関の名称	役割
中津市鳥獣被害対策協議会	被害防止対策の普及啓発
宇佐市鳥獣被害対策協議会	被害防止対策の普及啓発
豊後高田市有害鳥獣被害防止対策協議会	被害防止対策の普及啓発
行橋市鳥獣被害防止対策協議会	被害防止対策の普及啓発
豊前市鳥獣被害防止対策協議会	被害防止対策の普及啓発
苅田町鳥獣被害防止対策協議会	被害防止対策の普及啓発
みやこ町鳥獣被害防止対策協議会	被害防止対策の普及啓発
築上町	被害防止対策の普及啓発
上毛町鳥獣被害防止対策協議会	被害防止対策の普及啓発
大分県北部振興局	被害防止対策の普及啓発
福岡県行橋農林事務所	被害防止対策の普及啓発

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成 25 年度から行橋市鳥獣被害対策実施隊による積極的な活動を実施している。構成員は行橋市役所の職員、駆除協議会の構成員で、広報や侵入防止柵の設置や管理指導等を行っている。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

農業協同組合、行橋市有害鳥獣駆除協議会、共済組合等の組織を活用して、効率的に市内全域の被害状況の把握を行い鳥獣被害防止対策を行う体制を作る。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

福岡県が開催する鳥獣被害対策研修会に協議会構成員や有害鳥獣捕獲員が積極的に参加することにより、被害集落の防止対策等の普及啓発活動を展開する